

「横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅」(高優賃) 事業者募集(120戸程度)を行います!

横浜市では「横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅」の供給を進めています。これは、バリアフリー仕様、緊急通報システムの設置など、高齢者が安心して生活できる民間の賃貸住宅を整備する事業者に建設費の一部や家賃の一部を補助し、事業者や入居者の負担軽減を図るものです。

今年度は120戸程度の住戸を募集します。なお、今年度から地域優良賃貸住宅整備基準の改正により、建築物省エネ法の基準に適合することが義務になりました。

民間事業者のアイデアや活力を生かした事業計画のご提案をお待ちしています。

< 1. 主な整備基準 >

①立地

- ・徒歩(バス利用も可)で概ね20分以内に鉄道駅があること。
- ・徒歩で概ね20分以内に医療施設及び日用品等の販売を行う店舗があること。

②住戸の数 5戸以上

③住戸の床面積 25㎡以上

④バリアフリー仕様(段差の解消、手すり設置等)

⑤緊急通報装置の設置

⑥建築物省エネ法の基準への適合

< 2. 事業者募集スケジュール >

- 募集戸数: 120戸程度
- 受付期間: 令和4年10月24日(月)~10月31日(月)
- 計画案の選定: 令和5年1月(予定)

< 3. 事業者向け説明会の開催 >

- 開催日時: 令和4年7月12日(火) 10:30~11:45 (10:15受付開始)
- 会場: 横浜市役所18階みなと1・2・3会議室
(横浜市中区本町6丁目50番地の10)
- 申込期間: 令和4年6月8日(水)12時から7月6日(水)17時まで
- 参加人数: 会場の都合により先着40名(団体で申込みの場合、1団体2名まで)
- 申込方法: 下記URLより横浜市電子申請システムにてお申込みください。

高優賃整備事例



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/2c3b4d30-4ec9-4d40-84c6-06236bc57639/start>

※ 横浜市電子申請システムがご利用いただけない場合には、横浜市建築局住宅部住宅政策課(045-671-4121)まで電話にてご連絡ください。

< 4. 今後の事業者募集について >

新規の事業者募集については令和5年度に終了する予定です。

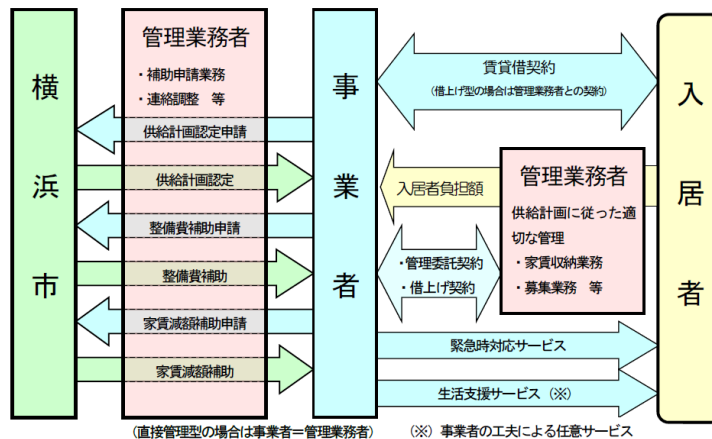
お問合せ先

建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4659

《裏面あり》

「高齢者向け地域優良賃貸住宅」とは

民間土地所有者等を事業主体とし、高齢者世帯が安心して入居できるような良好な居住環境を備えた賃貸住宅を公的賃貸住宅として供給するために、横浜市が認定し、新規建設により整備する高齢者向け賃貸住宅です。整備にあたっては、建設費補助・家賃減額補助が受けられます。



《供給計画の認定等の流れ》

○主な入居資格

- ・ 高齢者（60歳以上）単身・高齢者夫婦世帯等
- ・ 収入計算後の世帯月収額が38万7千円以下

○住宅の主な認定基準

(1) 立地

- ・ 最寄りの鉄道駅まで徒歩又はバスで概ね20分以内
- ・ 内科・整形外科等の医療施設及び生鮮食料品・日用品等の販売を行う店舗まで徒歩で概ね20分以内

(2) 住宅

- ・ 構造：耐火構造又は準耐火構造の共同住宅又は長屋
- ・ 住戸の数：5戸以上
- ・ 住戸の床面積：25㎡以上
- ・ バリアフリー仕様（段差の解消、手すりの設置等）、緊急通報装置等の設置
- ・ 住宅の管理期間：10年、15年、20年のいずれかの期間
- ・ 災害対応：防災情報の把握、入居者との連絡体制・避難体制の確立など
- ・ 建築物省エネ法の基準への適合

《補助内容》

■住宅の整備に要する費用の補助

住宅の建設に係る費用の一部を補助（上限・条件あり）

■家賃の減額に要する費用の補助

世帯月収額が21万4千円以下の場合に家賃の一部を補助（上限・条件あり）

《事業者選定のための評価基準（選定基準）》

応募いただいた計画案の中から評価基準が高い順に選定します。

立地・環境	最寄り駅、バス停からの距離 周辺施設(医療施設、生活利便施設、公共施設等)等
生活支援サービス	サービスの提供内容
施設整備	生活支援施設等の整備、交流スペースの有効活用、災害対応設備等の整備等
住戸の快適性	住戸の広さ、光環境、設備仕様、環境性能等
誘導地区等	木材利用計画、不燃化推進地域内で地域防災に寄与する計画等
その他	入居者負担軽減、市費補助金不要等